

本争議ヲ退ハレ行ク説明者 音楽士ノ未期の斗争ナリトシ之カ勝敗如何ハ全映画従業員ニ及ス所多大ナルモノアリトシテ強硬ナル態度ヲ持シ日活系各館従業員ノ争議團ト合流スト決行スルニ至レリ

高争議團ニアリテハ本邦ヲ神田区小川所三ノ四ニ設置シ各團員ノ部署ヲ決定スルト共ニ争議團員ノ結束ニ努メツ

ハアリ

九、將來ノ豫側

所謂トイキイ化實施ニ依ル前哨戰ニシテ近々將來ニ於テ全従業員ノ上ニ抑迫ル問題ナリト重要視シ將來争議ノ擴大性アリ嚴重注視中

右及申(通)報候也

別記

要求書

- 一 歳首減俸勞働強化絶対反対
- 二 勤続手当改正(大阪公衆座並ニセヨ)
- 三 年二回ノ定期賞與ヲ支給セヨ、但シ月給ノ一ヶ月分以上
- 四 従業員死亡ノ場合勤続手当以外ニ弔慰金トシテ月給ノ六ヶ月以上ヲ支給セヨ、
- 五 疾病欠勤ノ場合月給全額支給セヨ
- 六 公傷場合ハ月給及治療費全額セヨ
- 七 被傷者表方女給電氣部汽機部照(明部)月給ヲ即時ニ割値上げセヨ
- 八 未妻者ヲ全従業員ニ適用セヨ
- 九 女給ノ被服費一切會社側全額負担
- 十 所持用自転車ヲ館ニ設置セヨ
- 十一 衛生設備ヲ完備セヨ
- 十二 女役巨集ニ依リ休館中ノ給料全額支給セヨ
- 十三 産前産後ニ依リ休館中ノ給料全額支給セヨ
- 十四 臨時雇ヲ本俸ニセヨ
- 十五 公休ノ場合ノ人員費用會社負担セヨ